

議案第 4 5 号

さいたま市情報公開条例及びさいたま市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市情報公開条例及びさいたま市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 1 年 2 月 3 日提出

さいたま市長 相 川 宗 一

さいたま市情報公開条例及びさいたま市個人情報保護条例の一部を改正する条例

(さいたま市情報公開条例の一部改正)

第 1 条 さいたま市情報公開条例(平成 1 3 年さいたま市条例第 1 7 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 行政情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、<u>図画、写真、フィルム及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)</u>であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(公開の実施)</p> <p>第 1 7 条 行政情報の公開の実施は、次の各号に掲</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 行政情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、<u>図面、写真、フィルム、磁気テープ、磁気ディスクその他これらに類するもの</u>であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(公開の実施)</p> <p>第 1 7 条 行政情報の公開の実施は、次の各号に掲</p>

<p>げる行政情報の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。ただし、閲覧又は視聴の方法による行政情報の公開にあつては、実施機関は、当該行政情報の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しによりこれを行うことができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) フィルム <u>閲覧、視聴又は写しの交付</u></p> <p>(3) <u>電磁的記録 電磁的記録の種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法</u></p>	<p>げる行政情報の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。ただし、閲覧又は視聴の方法による行政情報の公開にあつては、実施機関は、当該行政情報の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しによりこれを行うことができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) フィルム <u>視聴</u></p> <p>(3) <u>マイクロフィルム 視聴又は写しの交付（印刷物として出力したものに限る。）</u></p> <p>(4) <u>磁気テープ、磁気ディスク等</u></p> <p><u>ア 録音及び録画に係るもの 視聴</u></p> <p><u>イ ア以外のもの 記録された情報を通常の方法により印刷装置を用いて出力したものの閲覧又はその写しの交付</u></p>
---	---

(さいたま市個人情報保護条例の一部改正)

第2条 さいたま市個人情報保護条例（平成13年さいたま市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 行政情報 <u>実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。</u></p> <p>(6)・(7) [略]</p> <p>(開示の実施)</p> <p>第23条 個人情報の開示の実施は、次の各号に掲</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 行政情報 <u>実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム、磁気テープ、磁気ディスクその他これらに類するものであつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。</u></p> <p>(6)・(7) [略]</p> <p>(開示の実施)</p> <p>第23条 個人情報の開示の実施は、次の各号に掲</p>

げる個人情報の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。ただし、閲覧又は視聴の方法による個人情報の開示にあつては、実施機関は、当該個人情報の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しによりこれを行うことができる。

- (1) [略]
- (2) フィルム 閲覧、視聴又は写しの交付

(3) 電磁的記録 電磁的記録の種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法

2 [略]

第48条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で、個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真、フィルム又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

げる個人情報の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。ただし、閲覧又は視聴の方法による個人情報の開示にあつては、実施機関は、当該個人情報の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しによりこれを行うことができる。

- (1) [略]
- (2) フィルム 視聴
- (3) マイクロフィルム 視聴又は写しの交付（印刷物として出力したものに限る。）
- (4) 磁気テープ、磁気ディスク等

ア 録音及び録画に係るもの 視聴

イ ア以外のもの 記録された情報を通常の方法により印刷装置を用いて出力したものの閲覧又はその写しの交付

2 [略]

第48条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で、個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真、フィルム、磁気テープ、磁気ディスクその他これらに類するものを収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。